

宮古島市ふるさと納税寄附金委託業務 公募型プロポーザル実施要綱

1. 趣旨

宮古島市（以下、「本市」という。）では、ふるさと納税制度を活用し、「ふるさと宮古島市の役に立ちたい」「宮古島市に関心があり、応援したい」と考えてくださる方々に対し、本市のPRやふるさと納税寄附金を充てた事業事例を公開するなど、宮古島市応援寄付金を通じた本市のまちづくりに対する協力を求めるとともに、協働のまちづくりを推進しています。

それらを踏まえ、本市ふるさと納税寄附金を推進するための業務として、インターネット上（パソコン及び携帯電話において本市ふるさと納税寄附金の申込受付から特産品等の選択及び決済までの一連の寄附手続を行うことのできるサイト（以下「ポータルサイト」という。））の構築、クレジットカード決済を始めとした多様な寄附方法の提供、寄附者に提供する返礼品等の募集・発注・配送管理及び寄附者等からの問い合わせ対応、その他本制度の円滑かつ効果的な運用に関する業務について、受託事業者を選定するため、プロポーザル方式による公募を行います。

2. 委託業務

(1) 業務名

宮古島市ふるさと納税寄附金委託業務

(2) 業務内容

別紙「宮古島市ふるさと納税寄附金委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、今後、打合せの中で変更する可能性がある。

(3) 履行期間

契約締結日から平成29年3月31日まで

(4) 予算限度額

23,768,100円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は上限を示すものであり、契約額を示すものではない。

但し、現在の予算は歳入見込み額7千万円を見込んだ予算を示しており、歳入の状況に応じて変更が生じるものとする。

3. 選定方法

「宮古島市ふるさと納税寄附金委託事業」を実施するにあたり必要な実績・知識・理解・価格・創意工夫等の諸条件を総合的に満たす事業者を選定するため、公募型プロポーザルによるものとする。

4. 受託事業者の対象者

受託事業者の対象者は、民間企業、NPO 法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託業務を的確に遂行するに足る能力を有するものとし、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 宮古島市内に主たる事務所を有する者であること。
- (2) 申込書の提出日において、本市の競争入札における指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 申請時点で市税等の滞納がないこと。
- (4) 申請時点で消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立てがなされていないこと。（更正手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (8) 私的独占の禁止及び公正取引確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行っていない者であること。
- (9) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- (10) 宮古島市情報公開条例を遵守することが可能であること。
- (11) 本業務について高い見識及び十分な業務遂行体制能力を有し、関係者等との連絡調整等を円滑に行い、打ち合わせ等に常時参加できる体制を取れる者であること。
- (12) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

5. スケジュール

公募開始、HP公表	平成28年 5月20日（金）
質問書受付締切	平成28年 5月27日（金）
参加意向申出締切	平成28年 5月31日（火）必着
参加資格審査結果通知	平成28年 6月 1日（水）までに通知
企画提案書受付締切	平成28年 6月 7日（火）必着
プレゼンテーション	平成28年 6月10日（金）
企画提案選定結果通知	平成28年 6月13日（月）
契約締結	平成28年 6月14日（火）
履行期限	平成29年 3月31日（金）

6. 実施要領等の配布

- (1) 宮古島市役所企画調整課（平良庁舎4階）で配布する。
- (2) 宮古島市ホームページ上で平成28年5月20日(金)から平成28年6月7日(火)まで実施要領等を掲載する。

7. 質疑応答

本業務に関する質問がある場合は、質問票（様式1）により電子メール又はFAXにて提出。なお、電子メール又はFAX以外の手段による質問は受け付けません。

- (1) 受付期限 平成28年5月27日（金）
- (2) 提出先 「17. 連絡・提出先」宛
※提出の際は、担当者へ電話にて受信の確認を行うこと。
- (3) 回答 質問受付後、申込者全員にFAXにより回答する。

8. 参加意向申出

上記「4. 受託事業者の対象者」を全て満たし、企画提案への参加を希望する事業者は、以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類

内容	数量	備考
ア「宮古島市ふるさと納税寄附金委託業務に係る公募型プロポーザル参加申込書」（様式第2号）	1部	
イ 履歴事項全部証明書（原本）	1部（発行後3か月以内）	法人のみ。但し、法人以外の団体にあつては、それに準ずるもの
ウ 市税等の滞納がないことの証明書（原本）	1部（直近の年度のものであつて、かつ発行後3か月以内）	
エ 消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書（原本）※申告している税務署が発行する納税証明書	1部（直近の年度のものであつて、かつ発行後3か月以内）	
オ 決算報告書、損益計算書、貸借対照表の写し ※直近1事業年度分	1部	法人のみ。但し法人以外の団体にあつては、それに準ずるもの

(2) 受付期限

平成28年5月31日（火）17時15分必着

(3) 提出先及び方法

【提出先】 下記「17. 連絡・提出先」宛

【提出方法】 持参又は郵送（簡易書留で送付すること。）により提出。

持参の場合は、市役所開庁日の8時30分～17時15分までの間のみ受付。

(4) 参加資格審査

事務局にて受託事業者の対象者の要件、提出書類等の不備等の基本的事項を確認し、参加審査結果を参加意向申出のあったもの全員に平成28年6月1日（水）までに通知する。

9. 提案辞退

「宮古島市ふるさと納税寄附金委託業務に係る公募型プロポーザル参加申込書」を提出した者が、企画提案を辞退する場合は、企画提案参加辞退届（様式3）を持参又は郵送にて提出すること。

10. 企画提案書の作成及び提出

参加資格を有すると認められた事業者は、以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類

(ア)～(ウ)の順番で綴じ、(エ)の見積については別で綴じること。

提出書類	留意点等
(ア) 企画提案書表紙（様式4）	A4版で作成すること
(イ) 企画提案書（任意様式）	A4版・片面印刷を基本とし、カラー・白黒・縦横は自由とする。20ページ以内で作成し、やむを得ずA3版を使用する場合は横折り込みとする。但し、A3版1枚につきA4版2ページと換算する。
(ウ) 業務工程計画（任意様式）	A4版2ページ以内又はA3版1ページ以内で作成し、各工程を具体的かつ詳細に記載すること。
(エ) 見積書（任意様式）	本業務の委託範囲内の費用を見積もること。以下の点に留意し、A4版で作成すること。 ・見積書・収支予算書の金額は、7千万円の寄附があった場合の見積額とする。 ・項目ごとの内訳及び単価、回数等を記載すること。 ・積算根拠を明らかにした書類（任意様式）を添付すること。 ・値引等の記載は行わないこと。

(2) 企画提案書の作成に係る留意事項

- ①提案内容は、仕様書の業務内容について作成し、その内容の実施にあたっての取組、手法、体制等について提案すること。
- ②記載内容については、明瞭かつ具体的な記載とし専門知識を有しない者に配慮すること。
- ③専門用語・略語に関しては、初出の箇所にて定義・説明を記述すること。
- ④文字サイズは10ポイント以上とすること。
- ⑤ページ番号を記載すること。
- ⑥「仕様書」の仕様要件以外にも有益な提案があれば記載すること。
- ⑦提出書類の作成及び提出に要する諸費用は、応募者の負担とし、提出書類は返却しない。

(3) 著作権の帰属等

企画提案書等の著作権は、企画提案者に帰属します。ただし、本市は事業者決定の公表など必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で使用できるものとする。また、提出された書類については、宮古島市情報公開条例（平成17年宮古島市条例第9号）にもとづき、公開されることがある。

(4) 提出部数

11部（正本1部、副本10部（複写可））

(5) 提出期限

平成28年6月7日（火）17時15分必着

(6) 提出先及び方法

【提出先】下記「17. 連絡・提出先」宛

【提出方法】持参又は郵送（簡易書留で送付すること。）により提出。

持参の場合は、市役所開庁日の8時30分～17時15分までの間のみ受付。

11. 企画提案の審査評価

(1) 審査評価方法

- ①企画提案の審査評価は、宮古島市ふるさと納税寄附金委託業務事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）にて審査評価を実施し、提案内容を公正かつ厳正に審査し、最も優れた提案を行った事業者を優先交渉権者として選定する。
- ②応募多数の場合は、一次審査（書類審査等）及び二次審査（プレゼンテーション）を実施し、対象事業者を選定する場合がある。その場合の詳細は別途通知する。
- ③選定委員会は、非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じない。

(2) 審査評価の前提

提案履行内容に合理性がなく著しく本業務仕様と離れている場合は、審査対象外とする。

(3) プレゼンテーション

審査評価にあたり、提案事業者によるプレゼンテーションを実施する。選定委員会において、次の審査項目について、別紙で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

【審査評価項目】 70点満点

審査項目	評価の着眼点
ポータルサイトの機能に関すること	寄附者の利便性向上に資する機能が充実しているか
寄附金の決済方法等に関すること	多様な寄附方法が提案され、寄附者の利便性向上に寄与するものとなっているか。
	寄附者の決済及び本市の指定する金融機関の口座への払い込みが円滑かつ確実に行われる仕組みとなっているか。
	寄附者の情報の管理及び収納情報の管理が適正に行われるものとなっているか。
返礼品の取り扱い、発注、発送及び配送状況管理に関すること	寄附者への返礼品について、本市の特産品を幅広く網羅した取り扱いとなっているか。
	取扱事業者との連携を密にし、配送業務を円滑に実施することができるか。
	随時配送状況を把握し、配送遅滞等のトラブルがあった場合にも適切に対応することができるか。
寄附者からの問い合わせに関すること	寄附者等からの問い合わせ及びクレームに対し、丁寧に対応することのできる体制であるか。
	控除額の算定方法や返礼品等の配送状況など寄附者からの多様な問い合わせ及びクレームに対し、柔軟に対応することができるか。
寄附金状況の一元管理に関すること	寄附申込情報の全てについて、定期的に報告を行うことのできる体制であるか。
個人情報保護対策に関すること	個人情報の漏洩を防止するための対策が講じられており、それが有効性のあるものとなっているか。
業務に要する費用に関すること	企画提案内容に見合った適切な見積金額であるか。
その他自社の優位性に関すること	企画提案者独自の提案及び強みは本市ふるさと納税の推進に寄与するものであるか。

【留意事項】

- ①企画提案の順番は企画提案書の提出順とする。
- ②1事業者につき30分の持ち時間とする。(提案内容説明20分以内、質疑10分以内。)但し、提案者の数によっては変動することがある。その場合の詳細は別途通知する。
- ③出席者数は1事業者3名以内とし、実際に業務に携わる責任者が必ず出席すること。

(4) 実施日等

- ・実施日 平成28年6月10日(金) ※時間は別途通知する。
- ・場所 沖縄県宮古島市平良字西里186番地 宮古島市役所平良庁舎内

12. 提案の無効

下記に一つでも該当する事業者の提案は無効とする。

- ・本企画提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- ・一つの事業者が複数申請したとき。
- ・書類等に虚偽の記載をしたとき。
- ・所定の日時及び場所に企画提案書を提出しないとき。
- ・誤字、脱字等により極端に意思表示が不明確であるとき。
- ・本企画提案に関する資格・条件等に違反したとき。
- ・その他、審査評価に影響を及ぼすような不誠実な行為を行ったとき。

13. 優先交渉権者の選定

選定委員会の審査の結果、最も高い評価点を獲得した事業者を優先交渉権者とし、次点の者を次点交渉権者とする。但し、最も高い評価点を獲得した事業者が2以上ある場合は、該当者のくじ引きにより優先交渉権者を選定する。

14. 評価選定結果の通知

選定委員会の審査後、全提案事業者に対し文書にて通知する。

なお、評価内容及び経過等については公表せず、審査に対する異議申し立ては受け付けない。

15. 契約交渉

優先交渉権者に選定された事業者は速やかに本市と契約交渉にあたり、提案内容・契約手法等の詳細について協議する。双方協議の上で受託業者として決定し、本業務委託契約を締結する。なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点交渉権者と協議

に入るものとする。

本業務の履行期限は契約締結日から平成29年3月31日（金）までとする。

16. その他

- ・本企画提案により知り得た本市独自の情報や個人情報等は適正に管理し情報の漏洩や不正使用を行ってはならない。
- ・企画提案書等を受理した後の提案業者による加筆・修正等は原則認めない。

17. 連絡・提出先

沖縄県宮古島市企画政策部企画調整課 政策調整係

〒906-8501 沖縄県宮古島市平良字西里186番地

TEL (0980) 72-4878 / FAX (0980) 72-3795

担当：本村 m.ippei@city.miyakojima.lg.jp